

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 27 年 2 月 6 日

鳥取県知事 平井伸治

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

地方創生応援！とっとりプレミアム商品券発行運營業務委託

#### (2) 業務の内容

別紙「地方創生応援！とっとりプレミアム商品券発行運營業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 契約（実施）期間

契約日から平成 28 年 1 月 29 日まで

#### (4) 契約上限額

479,740千円（消費税及び地方消費税の額を含み、プレミアム負担分400,000千円を含む。）を上限とします。

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

#### (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 平成 27 年 2 月 6 日（金）から平成 27 年 2 月 25 日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

ウ 平成 24 年鳥取県告示第 606 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等に登録されている者であること。

なお、本件プロポーザルに参加を希望する者であって、当該業種区分に登録されていない者は、平成 27 年 2 月 16 日（月）までに競争入札参加資格審査申請（業種区分の変更申請を含む。）に関する書類を 5 の（2）の場所に提出すること。

エ 平成 27 年 2 月 6 日（金）から平成 27 年 2 月 25 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 7 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 本業務と同種業務を受託又は自ら実施した実績を有する者であること。

カ 業務運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

#### (2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のア、イ、エ及びキの全てに該当すること。

- また、構成員の1以上の者が(1)のウ、オ及びカに該当すること。
- イ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
  - ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
  - エ 各構成員が、この公募型プロポーザルにおいて他の企業体の構成員でないこと。
  - オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後のかし担保責任

(サ) 取引金融機関

(シ) その他必要な事項

### 3 評価方法

企画提案書の提出後、提案者に別途通知する日時にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。提出された企画提案書と提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングの内容を「地方創生応援！とっとりプレミアム商品券発行運営業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に掲げる評価基準により、とっとりプレミアム商品券発行運営業務委託業者選定審査会において評価を行う。

### 4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行い、複数の者が同点の場合は見積額が安価な者から順位付けを行うものとする。

### 5 手続き等

#### (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地  
鳥取県商工労働部商工政策課調査企画担当  
電話 0857-26-7890  
ファクシミリ 0857-26-8117  
電子メール shoukou-seisaku@pref.tottori.jp

#### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地  
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当  
電話 0857-26-7433

#### (3) 実施要領の交付

実施要領は、平成27年2月6日（金）から平成27年2月25日（水）までの間に鳥取県商工政策課インターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/243568.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成 27 年 2 月 6 日（金）から平成 27 年 2 月 25 日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

（1）に同じ

6 参加表明書の提出

本件プロポーザルへの参加しようとする者は、実施要領に基づき、参加表明書等を平成 27 年 2 月 17 日（火）の午後 5 時までに 5 の（1）の担当部局に提出すること。

7 企画提案書の提出

（1）提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、実施要領に基づき企画提案書を作成し、持参又は郵送すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者により同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること。

（2）提出場所

5 の（1）に同じ。

（3）提出期間及び時間

平成 27 年 2 月 6 日（金）から平成 27 年 2 月 25 日（水）までの間（休日等を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送による場合は、平成 27 年 2 月 25 日（水）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

（1）日時

平成 27 年 2 月 27 日（金）を予定するが、時間等の詳細は別途通知する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、提案者の説明 15 分、質疑応答 15 分程度を予定している。

（2）場所

鳥取市東町一丁目 220 番地 鳥取県庁第 21 会議室（第二庁舎 9 階）

9 契約の締結

4 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行ない、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4 により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

本県プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 国の交付金にかかる交付決定の取扱

このプロポーザルについては、国の経済対策補正予算「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地域消費喚起・生活支援型)」の交付を受けて実施するものであり、当該交付金の交付決定(3月中旬予定)がなされない場合は、本件業務の事業は執行しないものとする。

(4) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(5) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除できる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次の掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者を行い、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あつせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(6) その他

ア 詳細は、実施要領による。

イ 本公告業務の受託者に対して、業務の効率化と利用者の利便性の確保の観点から、次に掲げる業務を随意契約で委託することを予定している。

(ア) 業 務 名 多子世帯応援クーポン券発行業務委託(仮称)

(イ) 目的

多子世帯の生活支援及び地域の消費喚起に資するため、多子世帯に対し、鳥取県が発行する「地方創生応援！とっとりプレミアム商品券」取扱店舗で使用できるクーポン券を無償で交付する。

(ウ) 発行クーポン券の概要

名称	多子世帯応援クーポン券
発行総額見込	1億5,800万円
発行数	1万5,800冊
額面	1冊10,000円
利用期間	平成27年4月29日～平成27年9月30日
使用区域	県内
配布方法	交付対象者は県が決定し、県が配布する。
使用店舗	地方創生応援！とっとりプレミアム商品券の使用可能店舗

(エ) 業務内容

クーポン券の作成、広報、参加店舗・利用者への対応、換金、データ管理、効果測定。  
ただし、可能な限り「地方創生応援！とっとりプレミアム商品券発行運営業務」と共通処理することとする。

(オ) その他

詳細は、受託者が決定した後、県と受託者の協議により決定する。

(カ) 多子世帯応援クーポン券発行業務（仮称）に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課子育て王国推進担当

電話 0857-26-7148

ファクシミリ 0857-26-7863

電子メール kosodate@pref.tottori.jp